

施策評価表(平成23年度実績評価と平成25年度方針)

作成日:平成24年9月3日

1 施策の概要					
NO 施策名	09 障害者福祉の推進	上位 政策	健康で幸せに過ごせるまち	平成24年度 の施策の位 置付け	
施策統括課 (課長名)	障害福祉課長 (秋山 悟)		関連課	障害福祉課	
対象	障害者 (児)	関連する 個別 計画等	東久留米市地域福祉計画 (第2次改定版)、第2期東久留米市障害福祉計画	予定計 画事業	
施策に対する基本的な考え方 (第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活していくためのサービスや、社会参加に向けた支援を進める。 ・関係機関との連携のもと、障害の特性に応じた情報の内容と提供手段の充実に努め、福祉サービスを円滑に利用できる体制づくりを進める。 				

2 基本事業の方向性(第4次長期総合計画より)	
(基本事業番号)基本事業名	第4次長期総合計画における方向性
(09-01)日常生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションの考え方を普及・啓発し、障害に対する市民の認識と理解を高める。 ・すべての障害者が地域で安心して暮らせるよう、地域生活を支援するためのサービスや施設などでの一時的な生活支援、住まいのバリアフリー化に対する支援などを充実するとともに、相談支援や地域社会との交流、関係機関・団体の連携、協力体制の強化など、障害者を地域で支える仕組みを充実する。 ・障害者の日常生活を豊かにするため、日常生活用具、補装具の給付などを行い、利便性の向上を図る。 ・各種手当や心身障害者医療費助成、自立支援医療の助成などを通じ、経済的な負担を軽減するよう支援する。 ・予定されている法に基づく制度改正が行われた場合には、速やかに課題を整理し、施策・事業の再構築と円滑な実施を図る。
(09-02)日中活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が地域活動などに参加できるよう、関係機関や地域住民との連携、活動への支援を強化する。 ・障害者の自立のため、作業所などの日中活動を支援するとともに、障害者地域自立生活支援センター(さいわい福祉センター)と精神障害者地域生活支援センター「めるくまー」の充実に努める。 ・平成22年9月に開設した障害者就労支援室「さいわい」、「あおぞら」を中核的施設として障害者の就労を総合的に支援する。
(09-03)障害児への療育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・わかくさ学園での療育や相談を通じて、障害児の社会参加促進を支援する。 ・わかくさ学園の保護者会などを充実させ、障害児を持つ家庭や保護者同士がお互いに情報交換や相談などができるための交流づくりを支援する。 ・障害児を持つ保護者に対して、保護者会や面談などを実施し、障害に対する理解を深め、子育てに関する助言などのサポートの充実を図る。

3 施策の指標と実績						
NO	指標種別	施策の代表的な指標	単位	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度実績
1	対象指標	障害者手帳等を所持している市民の数(下段は精神・難病含まず)	人	6,531 (4,725)	6,914 (5,017)	7,285 (5,230)
2	成果指標	市内で暮らしている障害者手帳所持者の割合	%	99.9	99.9	98.2
3	成果指標	市民に占める障害者の割合(下段は精神・難病を含まず)	%	5.7 (4.1)	6.0 (4.4)	6.4 (4.6)
4						
5						

4 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	53		
トータルコスト	千円	2,672,520		
事業費(内書き)	千円	2,488,509		
人件費(内書き)	千円	184,011		
施策内で事業費の上位1/3を占める事務事業名	障害者日中活動系サービス事業、障害者居住系サービス事業 1,130,286千円 (45.4%)			

5 施策成果向上に対する事務事業の貢献度	
有効性の「高い」事務事業番号・事務事業名	有効性の「低い」事務事業番号・事務事業名
・09-01-03 障害者訪問系サービス事業 ・09-01-05 障害者居住系サービス事業 ・09-01-15 障害者日中活動系サービス事業 ・09-02-03 さいわい福祉センター通所訓練事業 ・09-02-04 さいわい福祉センター事業 ・09-03-07 わかくさ学園児童デイサービス事業	・09-02-11 身体・知的障害者相談事業

6 平成25年度施策の方針設定に際しての前提条件		
<p><input type="checkbox"/> 市の関与を強化</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現状維持</p> <p><input type="checkbox"/> 市の関与を軽減</p> <p>説明:(市と市民の役割分担など)</p> <p>予算面では、障害者自立支援法関連事業のウェイトが大きい。実施主体が市となる事業がほとんどで、自立支援サービスの支給決定から、介護給付費の審査支払い事務まで、市の関与する事務が多い。</p> <p>24年度から、支給決定プロセスの見直しが始まり、26年度までの三カ年で、障害福祉サービスの計画案を、民間の相談支援事業所が当事者のニーズを聴き取って立てる方式へと(従来は市が行っていた)、順次切り換えていくことが義務付けられた。順当に進めば、市の関与が少し軽減される可能性もある。ただし、一定の関与を維持しないと給付費の膨張を招いてしまう危惧もある。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 対象増加による施策事業費の増</p> <p><input type="checkbox"/> 対象減少による施策事業費の減</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受益者の行政需要増加による施策事業費の増</p> <p><input type="checkbox"/> 受益者の行政需要減少による施策事業費の減</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の増</p> <p><input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の減</p> <p><input type="checkbox"/> 施策事業費の増減なし</p> <p>説明:(平成25年度に向けた施策コストの増減要因など)</p> <p>平成18年4月から障害者自立支援法が施行されたが、毎年のように制度見直しが行われてきた。平成21年10月、厚生労働大臣が「障害者自立支援法」の廃案を明言し、その後の障害者施策のあり方を検討するため、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」が立ち上がった。更に、障害当事者も含め「障がい者制度改革推進会議」も置かれ、総合的な福祉法の検討に向けて会議が進められてきた。そして、25年度から「障害者総合支援法」が施行されることが決まった。このような事情もあり事業費の成り行きを見通すことは難しいが、事業費が減ることはないと思われる。</p>	<p>事業費削減不可事業名 (市の裁量では事業費削減ができない事業)</p> <p>重度脳性麻痺介護人派遣事業、障害者訪問系サービス事業、障害者居住系サービス事業、心身障害者地域自立生活支援センター事業、精神障害者地域生活支援センター事業、補装具交付事業、障害者日中活動系サービス事業、国福祉手当支給事業、更生医療事業、さいわい福祉センター通所訓練事業、さいわい福祉センター事業ほか37事業</p> <hr/> <p>事業費削減不可の金額(%) ※市条例は含まず</p> <p>平成23年度実績</p> <p style="text-align: right;">2,333,916,000円 (93.8%)</p> <p>市の裁量で事業費を削減できる金額(%)</p> <p>平成23年度実績</p> <p style="text-align: right;">154,593,000円 (6.2%)</p>

7 施策の現状と課題及び次年度に向けた方向性	
<p>現状と課題</p> <p>・日常生活の支援においては、住み慣れた地域で生活を続けたいという障害者の意思に基づき、家族介護者に過大な負担を強いないよう、障害福祉サービスを提供するように努めた。特に、精神障害者の居宅介護の充実には力をいれた。また、親なき後の居住場所としてグループホーム・ケアホームの定員を増やし、重度の知的障害者も入居できる体制がとれるように支援した。また、負担の大きい医療費については、心身障害者医療費助成、難病医療費助成、自立支援医療の助成と、手当制度の適用により、経済的負担を軽減するように支援した。ただし、複雑かつ大きな介護ニーズをもつ最重度の身体障害者については、国庫負担基準額だけでは必要なサービスを提供しきれないという大きな課題があり、自治体の負担が重くなっている。</p> <p>・日中活動の支援においては、日中活動場所の整備を進め、小規模作業所の新体系移行を進める中で生活介護事業所一か所と就労継続支援事業所二か所を開設したり、それとは別に就労継続支援事業所を二か所新設して、通所の定員を増やした。23年10月から視覚障害者へのガイドヘルプが、「同行援護」サービスとして法内化されたため、サービス移行を進めた。一般就労に向けては、平成22年度に開設した、就労支援室「さいわい」と「あおぞら」では、合計で25名の障害者を一般就労に結び付ける成果をあげた。就職後の支援があるという安心感を雇用主側に与えたことが、こうした成果に繋がっている。さいわい福祉センターでは、特別支援学校卒業生を受入れて3年間の通所訓練事業を行っているが、訓練終了後の受入れ枠が不足しており、比較的重度の障害者の生活介護を中心とした施設整備を進めることが、喫緊の課題となっている。</p> <p>・わかくさ学園は、公設公営の療育施設として、35名の通園者への療育にとどまらず、健康課と連携体制をとりながら、市内全域の就学前児童の発達相談へのニーズに応えてきた。発達相談室での「ひよこ」「きりん」グループ活動への参加者も多く、一方では保育園・幼稚園からの療育相談にも対応してきた。この取り組みの成果により、発達障害児等を保育園・幼稚園で対応できるレベルに引き上げているため、わかくさへの入園待機者は少なくなっている。発達相談室が旧いずみ幼稚園舎の中にあり老朽化が進んでいるため、施設整備を検討しなければならない段階にきている。</p>	<p>次年度に向けた方向性</p> <p>* 上記6の<施策の方針設定に際しての前提条件>及び<国・都の方針及び関係法規等の変化><市民ニーズ、市の状況の変化>等を踏まえて記載</p> <p>(1) 相談支援の充実 24年4月から障害福祉サービス等の支給決定プロセスが見直しとなり、指定特定障害者相談支援事業所が作成するサービス利用計画案をもとに市が支給決定する方法に3年かけて順次切り換えていかねばならない。相談支援事業所の整備が絶対条件となるので、各法人へ取り組みを求めていく。児童福祉法上も、同様の取り組みが求められるので、わかくさ学園に指定特定障害児相談支援事業所を置き、通園児にサービス計画を提供できる体制を整える。</p> <p>(2) 自立支援協議会の運営 障害当事者を交えた協議会を組織し、障害福祉施策に関する市民的協議ができる仕組みづくりを進める。</p> <p>(3) 生活介護の定員拡大を図る 「現状と課題」に記載した通り、不足している生活介護の定員枠の拡大が強く求められている。引き続き、懸案課題となっている「活動センターかなえ」の条件整備を進める中で、生活介護の受入れ枠の拡大を図りたい。</p> <p>(4) 「障害者総合支援法」の施行に伴い、事業の見直しを進める 25年4月施行が決まった「障害者総合支援法」に対応すべく、日常生活支援及び日中活動支援のサービス体系を見直し、制度間の谷間のない支援の提供に努める。また、施設入所者や精神科病院長期入院者の地域移行に向け、障害福祉計画上の目標値を達成できるように、条件整備を進めていく。</p> <p>(5) 虐待に関わる通報や相談への対応を強化する 障害者虐待防止センターの機能を障害福祉課に置き、まずは虐待に関する庁内連携を強化し、障害者虐待に関する市民への啓発を進め、特に虐待の予防に力をいれていく。</p>

8 全庁評価会議で示された施策の方向等
<p>25年度の施策位置付け 重点施策 <input type="checkbox"/> それ以外 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p><主な意見></p> <p>・昨年度の事務事業見直しのための仕分けで、わかくさ学園の先進性、専門性を活かし更なる充実をとの提言があった。発達相談室については、引き続き、条件整備をしていく。</p>

9 平成25年度に向けた施策方針
<p>* 8 全庁評価会議で示された施策の方向等を受けて</p> <p>わかくさ学園の発達相談室の機能も活かしながら、相談支援の基盤整備と質の向上に努めていくほか、「7」の次年度に向けた方向性のとおり進めていく。</p>